

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

1 地域包括システムの推進として

地域の皆様と地域の強みやニーズ等の情報を共有しながら、より魅力的な地域となるように、地域の皆様の活動を支援してまいります。また、地域支援チームの一員として、行政や金沢区社会福祉協議会とともに連携を図り、地域福祉保健計画の推進に取り組んでまいります。

高齢化が進展する中で、医療・介護・予防・住まい、生活支援サービスを切れ間なく提供する「地域包括ケアシステム」の推進に向け、高齢者がその能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めていきます。

2 具体的な取組みとして

(1) 高齢者支援

- ア 健康寿命をのばす取組として、健康に過ごしていただくための講座を開催します。
- イ 地域ケアプラザから離れた地域にお住いの住民へは、出前講座を企画して、支援してまいります。
- ウ 住み慣れた地域で暮らすことができるように困りごとへの支援や個別のケアを積み重ね、地域の同じ傾向がある課題に対しては解決できる仕組みを作っていきます。
- エ 認知症になっても地域で暮らすことができるよう、地域の基盤作りとしての認知症サポーター養成講座を実施し、住民の見守りの意識を高める工夫を行います。
- オ 地域活動に参加し、他者との交流を持つことで、介護予防につなげていけるよう支援します。
- カ シニア男性が地域活動に参加し、仲間づくりを進めることで、ボランティア活動や介護予防に繋げていきます。

(2) 子育て支援

子育て支援ネットワークを充実させ、多世代がつながる仕組みやイベントを開催し、子育て世代の人たちがこの地域でつながる機会をつくります。それにより世代を超えたつながりがもてるようにします。また、福祉施設を利用した多世代が交流する場の提供など、高齢者、子育て世代子供も楽しく集う場を作っていきます。

(3) 障害者支援

- ア 障害の種別や年齢を問わず障害があっても地域の中で安全に暮らしていくためには金沢区

基幹相談支援センターと金沢区自立支援協議会等と連携し支援していく必要があります。
また、地域に向けて障害に対する理解が深まるよう啓発活動を行います。

イ 事業を実施する中で、多くの人と交流する機会をつくり、お互いを知り協力しあえる関係性づくりを支援していきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1 地域ケアプラザの周辺地域の状況

泥亀地域ケアプラザのエリアは金沢区の交通の中心にあります。自然の景観豊かで、歴史的、文化的遺産も多いところです。現在も平潟湾から出航する釣り船の船宿が立ち並び、野島では横浜で唯一の自然海浜が残り、柴漁港では底引き網漁業も行われています。そして区役所や中核病院もあり平地が多く、生活の利便性は高い地域です。しかし、片吹や柴町の一部は坂道があり、タクシーが入れない道もあります。

古くからお住まいの方も多く、地域の結びつきの強いところと、新築マンション等では新たに住まわれる方が混在しており、緩やかな人口減少と高齢化が進んでいる地域です。

高齢化率は金沢区平均が 28.3%のところ、金沢地区が 29.0%、金沢中部地区が 29.3%、金沢南部地区が 24.9%となっています。

2 地域の魅力

この地域の魅力は金沢八景「平潟落雁」「洲崎晴嵐」「乙舳帰帆」「野島夕照」で知られる景勝地であること、称名寺をはじめ寺院等が多く、歴史的に由緒ある地域で、古くからの住民は強いつながりを持っています。横浜では唯一の自然海浜があり、柴漁港では漁業が行われています。その漁師町では「生涯現役即棺桶」をモットーに、高齢者が役割を持って充実した生活を実践しています。

3 地域の課題

- (1) 高齢化が進行し、地域包括支援センターの相談件数も増加傾向にあります。
- (2) 民生委員不在のエリアも複数あり、多くの問題を抱えるケースも少なくないため、自治会町内会をはじめ地域の様々な支援者との連携、関係構築が必要です。
- (3) 各自治会町内会で実施しているサロンでは男性参加者が少なく、シニア世代の男性の社会参加を呼び掛ける工夫が必要です。
- (4) 平坦な場所が多く、海が近いエリアでは海拔 1～2メートルの地域もあります。災害時の危険性に備え、福祉避難所として防災に対する備えを充実させる必要があります。

4 具体的な取組

- (1) 各自治会町内会で行われている体操教室・サロンの活性化、そして、サロン支援者への支援

を行っていきます。

- (2) ボランティアとともに活動を実施する居場所づくりを行っていきます。
- (3) 地域の方々と連携し、アウトリーチにより問題ケースの早期発見を行います。
- (4) シニア男性の活躍への取組を行います。
- (5) 認知症予防と認知症でも安心して暮らせるまちづくりのため、認知症サポーター養成講座等を行います。
- (6) 防災に向け、地域ケアプラザは災害時の福祉避難場所として、区と協定を結んでいます。また、法人として全体で事業継続計画（BCP）を策定しており、大規模災害発生時も可能な限り対応していきます。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1 金沢区社会福祉協議会との連携

- (1) 地域福祉保健計画の推進や協議体、各種連絡会などを通し、連携をとっています。
- (2) ボランティア育成やボランティアコーディネートに関して協力体制を取っています。
- (3) 権利擁護事業の「あんしんセンター」と連携・支援しています。

2 医療関係者との連携

- (1) 協力医の来所時に、各事業担当者が医療的なアドバイスを受けるなど、情報交換を行い、より質の高いサービス提供に活かしています。
- (2) 担当地域の医療機関や薬局等に接点を持ち、ケアマネジャーや地域包括支援センターが、お客様の医療情報を共有しています。地域包括支援センター職員（保健師職・主任ケアマネジャー・社会福祉士）、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの5職種（以下、「5職種」という）等が連携して行う事業への協力を得て地域住民の方と関わっています。医療関係者と地域をスムーズにつなげ、ともに良い関係を構築し、信頼を高めています。
- (3) 医療機関が地域向けに企画する講座を運営実施しています。

3 他機関との連携

- (1) 金沢区医師会主催等による区内のケアマネジャーや専門職も参加する勉強会（医療情報、介護保険制度、施設見学等）へ積極的に参加しながら、情報の共有を図っています。
- (2) 金沢区障害者後見の支援室「帆海（ほなみ）」等関係団体等と連携し、講演・講座などを共催することで、地域での理解を深めています。
- (3) 地域ケア会議を主催し、多くの専門職とともに地域における課題を整理し、解決方法を検討し地域にフィードバックしていきます。

- (4) 学校、地域子育て支援拠点等と情報交換や共有、事業、福祉教育などを通して、連携を深めてまいります。

4 地域団体との連携

- (1) 各地区の連合自治会町内会の定例会や民生委員児童委員協議会の定例会に出席し、意見交換しながら各地域の情報を共有しています。また、各団体の活動内容を把握するとともに、地域ケアプラザの事業案内や介護予防の啓発等を行っています。
- (2) 民生委員児童委員との連携を密にして、地域で孤立する可能性がある高齢者に関する情報の共有を図っています。
- (3) 各地域防災拠点や自治会町内会の防災訓練に参加し、災害防止の啓発や非常時における協力関係を強化しています。

5 他の地域ケアプラザとの連携

区内の連絡会、および法人内の地域ケアプラザの専門職別に行われる専門職会議などで、情報交換を積極的に行い、自主事業やネットワーク会議などでより充実した取り組みを行えるように努めています。また、近隣の地域ケアプラザと協力し、自主事業の開催等を通して地域福祉保健計画の推進に努めます。

(4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

合築施設として運営をスムーズにするため、月に1回「いきいきセンター会議」を実施し、各事業所の代表が情報共有と課題について話し合いを行っています。また、毎週火曜日の朝は「いきいき清掃」を実施し、各事業所からの参加者が施設周囲の清掃を行うことで顔を合わせ情報交換に繋がっています。

また、毎年10月には「いきいきセンターまつり」を実施しています。各事業所の代表により企画・運営が行われ、地域の皆さまへ「いきいきセンター」の機能を周知し、地域の方々との交流を図っています。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

1 基本理念

お客様の満足

- ・ お客様のご満足を第一に「お客様の生活、お客様が必要とされること、お客様の気持ち・願いにそって、高品質のサービスを提供する」ことを徹底して追求します。
- ・ 日常活動において、お客様への迅速な対応、約束の遵守、適切な電話応対・挨拶等ビジネスマナーの基本を確実に実践します。

人を大切にし 共に育ちあう企業風土

- ・ 職員一人ひとりが「人」として、互いに高めあい支えあいながら、より高いスキル、よりしっかりした人権感覚、いつも変わらぬ温かい思いやりの心を目指す風土をつくります。
- ・ 職員が誇りと生きがいを感じることができる法人を目指します。

公正で透明感のある企業倫理

- ・ 公正、責任、透明性を重んじ、社会から信頼される行動に努めます。
- ・ 社会とのコミュニケーションが私たちが鍛え、育ててくれるとの認識に立ち、お客様からのご意見・ご要望・苦情等への対応を明確にし、情報開示、説明責任を重視します。

この理念を具現化するために、平成 27 年に中期経営計画（平成 27 年度～令和元年度）を策定し、以下の基本方針の下、運営をしています。なお、次期計画は、現在策定中です。

2 基本方針

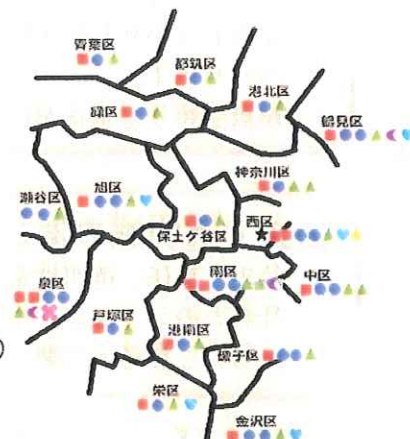
- (1) 基本理念に基づいたお客様お一人おひとりにきちんと向き合ったサービス提供をいたします。
- (2) 市内全域で在宅・施設サービスの両面を総合的にサポートできる福祉サービス提供体制を目指しています。
- (3) 在宅サービスでは、住み慣れた地域で安心して生活していただけるように、地域におけるご相談の窓口として地域ケアプラザの地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の設置、そして、訪問介護や通所介護、地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護等）、福祉用具貸与・販売、また、医療対応が必要なお客様の対応として、訪問看護事業を実施しており、お客様のニーズにお応えする多様なサービス提供ができる体制の整備を図っています。
- (4) 施設サービスでは、特別養護老人ホームとして神奈川県下最大のベッド数である大型規模老人ホームや養護老人ホームの運営、喀痰吸引等医療依存度の高い方の積極的受け入れや嚥下ショートステイ等、高い介護技術の提供ができるよう職員教育に力を注いでいます。
- (5) 職員こそが財産であり、「人財」と考えた育成をします。
福祉専門職集団であることを自負し、徹底した専門性を追求し、質の高いサービスを提供できるよう研鑽を積んでまいります。
- (6) 職員の心身の健康増進に努めています。
平成 30 年 9 月に「健康経営宣言」を行い、平成 31 年 4 月より「横浜健康経営認証クラス A」の承認を受けました。
- (7) 健全で安定した経営を行います。
理事会を中心としたガバナンスを基にした経営を実行します。監査法人による監査や内部監査を実施し、透明性・健全性・安定性を維持していきます。



3 業務実績

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会は、昭和 59 年 12 月に財団法人横浜市ホームヘルプ協会として設立され、35 年間にわたり、ホームヘルプサービス（訪問介護事業）のパイオニアとして歩むとともに、地域ケアプラザや老人ホームの運営など総合的な福祉の担い手として、幅広い福祉サービスの提供に取り組んでいます。

- ① 本部(★)
- ② 地域ケアプラザ(■) 20館
- ③ 訪問介護事務所(●) 27事業所
- ④ 居宅介護支援事業所 (▲)21事業所
- ⑤ 老人ホーム(◁) 3館
- ④ 訪問看護(♥) 5事業所
- ⑥ 福祉用具事業所(●)
- ⑦ 小規模多機能型居宅介護(✱)



事業内容は訪問介護事業（27事業所）・訪問看護事業（5事業所）の他、地域ケアプラザ（20館）や特別養護老人ホーム（3館）の運営、小規模多機能型居宅介護（1事業所）、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業、福祉用具貸与・販売事業など、ここ横浜の地でお客様である市民の皆様お一人おひとりの状況に真摯に向き合い、質の高いサービス提供に努め、**「できるコト、まだまだ。」を合言葉**に地域の皆様とともに、様々な課題解決に取り組んでまいりました。

また、法人の基本の理念に基づき、様々な取組を行ってまいりました。

例を挙げると、横浜市に根差した社会福祉法人として、市民の皆様への認知症等の専門家による公開講座の開催や、市内の介護事業者等への介護技術講座や研修など、他に先駆けた社会貢献事業にも力をいれてきました。

例を挙げると、横浜市に根差した社会福祉法人として、市民の皆様への認知症等の専門家による公開講座の開催や、市内の介護事業者等への介護技術講座や研修など、他に先駆けた社会貢献事業にも力をいれてきました。

<研修例>



令和元年度一般公開講座
「地球の今と災害対策」



介護技術研修の様子



介護職員初任者研修の様子

さらに大規模災害等における地域の福祉避難場所として迅速、的確に機能するよう事業所ごとに事業継続計画（BCP）を作成し、災害時への備えを強化しています。

業務の透明性や、適正な事業運営を行えるよう、法人として各事業所をバックアップする本部体制も整えています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況

理事会の承認を得た予算計画に基づいた執行を原則とし、毎月各部門別を実施している収支振り返りや四半期ごとに実施している経営会議等において、予算執行状況を把握し、適正な管理の徹底を図っています。

また、毎月顧問会計事務所による会計チェックを受け、予算の執行状況を確認しています。

さらに、監査法人により、会計監査及び指導を受け、適正な財務管理に努めています。

2 法人税等の滞納の有無

社会福祉法人のため法人税は原則非課税で、消費税については顧問会計事務所の指導を受け適正額を納付しています。なお、平成30年度分の消費税納税額は1,186万円です。

3 財政状況の健全性

平成30年度の収入総額は、129億余円でした。

また、制度融資以外の有利子負債は平成19年度に完済しており、現在の借入金は特別養護老人ホーム建設資金と法人本部ビルの購入資金の一部（テナント部分相当分）のみで、計画に基づき返済しています。

平成30年度決算は、総資本回転率1.22回、流動比率221.5%、当座比率221.3%であり、財政状況は健全な状況です。

4 安定した経営基盤

安定した経営基盤を作るため、地域ケアプラザや老人ホーム、介護事務所の各課題についてプロジェクトを組み課題解決を図る等、収支向上に努めています。また、経営の安定化や将来の新規事業展開等に備え、平成30年度は事業資金積立金2億円、経営安定化基金3億8千万円の積み立てを行っており、今後も計画的な積立を継続していきます。

財政面以外でも、35年を超える実績、地域との信頼関係が法人の財産であり、安定した地域福祉の推進を継続するため、このような良好な関係性をさらに高めていきます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザの各事業において、お客様に満足していただけるサービスを提供するには、職員の質と量の両方の確保が重要と考えます。当法人では安定したサービスを提供していくために、「人材育成ビジョン」および「人材育成計画（アクションプラン）」に基づき、職員の確保と質の向上に向けて真摯に対応していきます。

職員の確保には、身分保障や資格取得、給与の面などキャリアパスを明確にし、職員の努力と熱意に応える体制としています。職員に多くの職種の体験や経験を積ませるなど、深みのある人材育成を行っています。

1 身分保障と待遇

職員の経験年数に応じて待遇が向上するシステムの導入や管理職試験による公平な人材登用などにより、勤労意欲の向上に繋がっています。また、法人内に職員の相談窓口を設置し改善を図るなど、誰もが働きやすい職場の雰囲気作りに力を入れています。



インターンシップの様子

新採用者のために、当法人では採用前からのインターンシップ、独自の研修システムや育成プログラムをきめ細かく確立させています。

2 人員配置基準の遵守

当法人では計画的な人材採用や定期的な人事異動を行い、事業運営に支障がないように基準を遵守して、人員を配置しています。

地域ケアプラザにおいては、より安定した運営のため、独自に事務職員を配置しています。また、有資格者配置においては、法人のスケールメリットを活かし、他部署等で経験を積んだ有資格者等を適切に配置してまいります。

3 専門職や経験者配置の工夫

地域の様々な相談や問い合わせ等に適切に対応できるよう、地域福祉保健・地域医療の経験者を配置し、信頼と安心を得ています。

地域活動交流・生活支援コーディネーターの配置においては、法人として、介護・福祉資格を一定程度有している職員を、地域との関係性を重視し、配置しています。また、専門職の専門性の追求と習得については、スケールメリットを活かし、20館の地域ケアプラザの職種別の専門職会議を行い、専門性を磨いています。

専門性を身に着けた職員にはスペシャリストとして管理職に当たる専任職制度を設け、その職種をリードする仕組みを設けています。

<専門性を活かした取組例>



スケールメリットを活かし、区を越え、法人内20館協働で子育て支援事業開催



オリジナル介護予防体操 DVD 製作。貸し出ししています。



生活支援コーディネーター事例集の作成

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザを利用されるお客様に常に満足していただけるサービス内容にしていくためには、福祉専門職としての能力向上と専門的資格取得が重要と考えます。

そのために日常的なOJT体制を重視しています。また、新人教育はもちろん、採用年次による定期的な研修やフォローアップ研修で質を高め、介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得を正規職員・非常勤職員を問わず奨励・支援しています。さらに接遇にも力を入れ、お客様への質の高いサービス提供を行います。

また、法人本部ビル内に研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数・職制等様々な区分による研修を実施し、人材育成に努めています。平成30年度の研修実績は、総実施件数45回（延べ実施回数100回）、延べ参加職員数は、2,985名となっています。

<研修センター研修実施状況>

<実施回数>

	階層別 研修	課題別 研修	職種別 研修	資格取得 研修	合計	公開 講座	合計
H29	30	17	46	6	99	1	100
H30	33	21	33	12	99	1	100

<受講者数>

	階層別 研修	課題別 研修	職種別 研修	資格取得 研修	合計	公開 講座	合計
H29	616	778	1,416	175	2,985	285	3,270
H30	750	830	1,182	193	2,955	150	3,105

※ 事業所ごとの職場研修(H30):1,070回/受講者数(延べ)13,938人
(H29):1,144回/受講者数(延べ)14,660人

(上) 当法人研修センター主催 研修実績

(右) 介護福祉士実務者研修の様子



(上) 採用時研修



その他、正規職員・パートともに対象とし、研修受講費など費用面で資格取得をサポートする資格取得支援制度や、介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修など法人の研修センター主催による研修もあり、職員のスキルアップや資格取得を支援しています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは高齢者、障害児・者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。そのため安全確保を最優先するとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払っています。

なお、定期点検は専門業者へ委託して、安全の徹底を図っています。

1 保守点検

設備総合巡視、空調設備、消防設備、エレベーター・自動ドア、機械警備、冷暖房機器、ボイ

ラー、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行っています。

2 施設清掃・整頓

施設の清掃につきましては、日常的に行い清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度の維持、向上に努めています。

また、車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮しています。

3 衛生管理

建築物環境衛生管理、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的に行っています。特に調理室は、調理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には万全を期しています。

また、館内入口や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗いの徹底を職員が励行し、お客様に対しての呼びかけもポスター等で行います。

さらに感染症発生時にも職員が迅速、かつ的確に対処できるよう研修や訓練を行っています。

衛生委員会を毎月実施し、産業医の指導により館内の安全・衛生の徹底と職員自身の健康管理に努めています。

4 緑化の管理

空きスペースの植栽や、菜園等により緑化の推進に努めています。

5 改善・改修

定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、利用されるお客様が安心して、また安全にご利用いただけるよう保守管理を行っています。建物の老朽化に伴う改修については、区と協議を行い適切に対応していきます。

6 ウェブアクセシビリティ方針について

横浜市福祉サービス協会は、どなたにも支障なくウェブをご利用いただけるように「日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAAに準拠し、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

地域ケアプラザは、高齢者、障害児・者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。皆様に安心して利用していただくために、事故防止や事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検、チェック表の活用、マニュアルの整備・遵守、定期的な訓練により、万全を期しています。

1 事故防止・防犯防災体制

緊急時（事故、急病、犯罪等の発生）に備えて、対応マニュアル・連絡網を整備しています。

日中は職員が巡回を行い、夜間は職員が館内を確認した後、機械警備を行っています。

2 事故・急病への対応

(1) 日常点検と対応準備

設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、急病時には緊急対応ができるよう、AED操作方法を含む救急救命研修を定期的実施しています。

緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行います。

(2) 再発防止のための対策

ア 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行います。

イ 対策を検討し、改善等を実施した後、市・区・法人本部へ報告します。

ウ ミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底をします。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行います。

エ ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、法人内の地域ケアプラザ所長会等を通じて事故の事例検討を行います。

オ 本部のサービス向上委員会で、事業所（地域ケアプラザ、介護事務所、老人ホーム等）でのヒヤリハット事例を検証して、事故発生防止に努めます。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

災害時の対応

1 マニュアル策定と訓練

地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定しています。さらに独自に地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客様に可能な限り迅速的確に対応するため、全事業所の事業継続計画（BCP）を整備しています。また、職場訓練を実施し、適正な対応に備えています。

年2回、消防との防災訓練を行う際には、日頃地域ケアプラザを利用される方や近隣住民の方にも参加していただき、職員が適切な対応をとれるように努めています。職員間で予め役割を取り決め、実際の災害発生時に対応できるよう実践的な訓練を実施しています。

その他、年1回、管理職を対象に徒歩参集訓練や年に2回、全職員を対象にメールによる安否確認訓練を行っています。

2 災害時の近隣との協力体制

各地域防災拠点、各自治会の防災訓練に参加し、職員と地域との連携・協力体制を整えています。

また、当法人では平成 18 年 1 月に横浜市と災害時相互援助協定を締結しており、災害ボランティアヘルパーとして援助可能なボランティアを有しています。

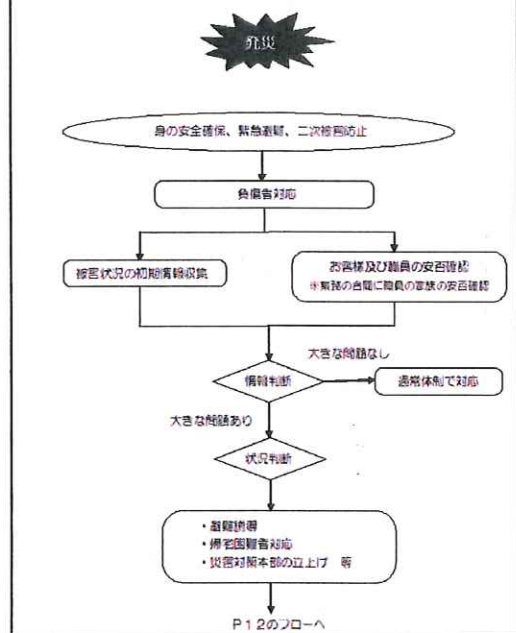
3 福祉避難所の体制

区と福祉避難所の協定を結び、災害時に地域防災拠点や自宅での生活を維持することが困難な方の受け入れができるよう、体制づくりに努めています。また、市からの応急物資の他、法人独自に物資の整備を行っており、定期的に数量や保管状態の点検を実施しています。

地域ケアプラザが果たす福祉避難所の役割を広く地域住民に周知するために、地域の総合防災訓練への参加や地域行事等の機会をとらえ、福祉避難所の広報を行うなど、災害発生時に備えています。

3. 災害が発生したら

(1) 緊急時の対応フロー



(上)「緊急時の対応フロー」
事業継続計画より

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客様に可能な限り迅速的確に対応するため、全事業所の事業継続計画（BCP）を整備しています。

具体的には、震度 5 強以上の地震発生時には、職員全員に安否確認メールを配信し、状況把握を行います。安否確認メールについては、定期的に訓練を行い、災害発生時に職員が戸惑うことなく対応できるようにしています。

夜間等開設時間外の発災には、地域ケアプラザに徒歩 30 分以内で到着できる職員による開錠、福祉避難所の開設体制を整えています。

また、大規模災害が予想される場合には、法人本部と連携してお客様や職員の安全を確保します。

地震の発生に備え、ロッカー等の備品は転倒しないよう固定し、ロッカーの上には物を置かない等落下による事故防止に日ごろから努めています。

災害発生時の職員用応急備蓄を独自に行っています。また、発災時に速やかに利用できるようヘルメットを各職員の席に配置し、職員の安全確保に配慮しています。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

コンプライアンスの徹底

- 1 地域の様々な事業者等のアセスメントに基づいた、それぞれのサービスの特色や地域のサロン、ボランティア等のインフォーマルサービスも的確に捉え、お客様お一人おひとりに合わせたサービスのコーディネートを行っています。
- 2 お客様の要望やニーズを踏まえた事業所の選定ができるよう、エリア内のサービス事業者の連絡会を定期的に行っています。
- 3 法人本部にコンプライアンス推進課を設置し、法令の遵守等、業務の公正・透明性を高めています。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザのお客様のニーズ・要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めています。

1 要望・苦情への対応

法人では「苦情解決規則」を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置して、お客様からのご意見、ご要望、また苦情等に対して、可能な限り、その場で解決を図る等、迅速に対応しています。

2 第三者委員会の設置

公正・中立な立場から斡旋、調整を行う第三者委員を設置し、適切な苦情解決に向けての体制を整備し、取り組んでいます。

3 「ご意見箱」の設置

地域ケアプラザでは「ご意見箱」を設置し、いつでもどなたからでもご意見などを受付できるようにしています。苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じて再発防止に努めています。

4 アンケートの実施

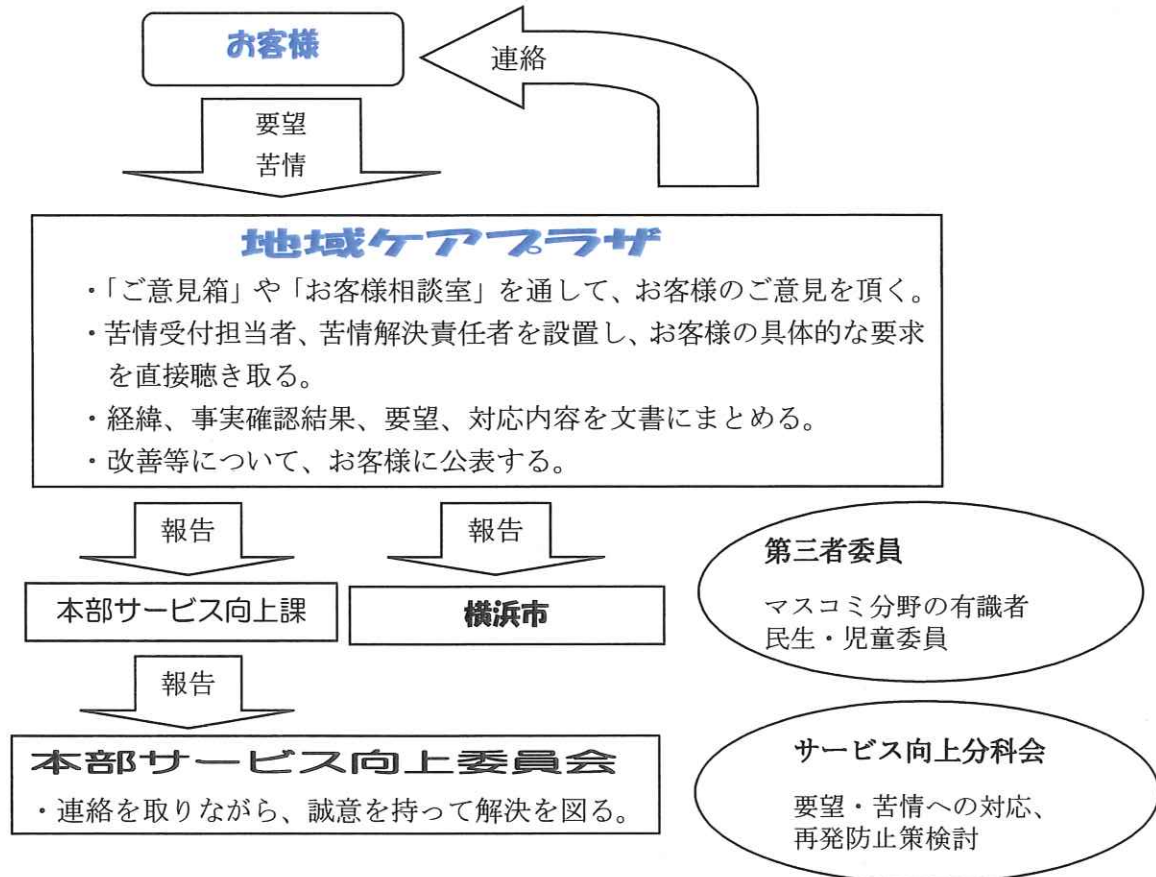
事業ごとにお客様アンケートを頂き、改善、発展につなげています。

5 「お客様相談室」の設置

お客様からのご意見、ご要望、苦情を直接お受けする窓口「お客様相談室」を法人本部に設置し、丁寧にお客様の声を受け止め、広く業務改善できるよう努めています。

6 サービスの向上

法人本部のサービス向上課担当職員が地域ケアプラザを訪問、モニタリング等により状況把握を行い、サービス向上の推進に努めています。



7 市・区への報告

必要に応じて、市や区へ要望や苦情についての報告を行います。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1 個人情報の保護

地域ケアプラザは、高齢者、障害児・者、乳幼児等、地域の様々な方が利用され、大切な個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、個人情報の取り扱いには意識をもって対応するよう具体的な取り扱いマニュアルを定め、さらに毎年度法人で研修を組み、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。

(1) 個人情報保護規程の策定

当法人では横浜市が制定する「個人情報保護条例」の趣旨に則り、「個人情報保護規程」を定め、各地域ケアプラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確にしています。

(2) 研修

全職員に対し、年1回「個人情報の取り扱いについて」の研修を実施し、報告書を区役所に提出するほか、法人本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を各事業所に設置しているセキュリティ責任者及び担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施しています。

さらに、実際に個人情報取り扱いチェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもって個人情報を取り扱うように周知、徹底しています。

(3) 個人情報の取り扱い

ア 実際の個人情報の取り扱いとして、契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管することとし、業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理しています。

イ 個人情報の漏洩防止のため、郵便物の発送やFAX送信などの際には、複数の者が必ずダブルチェックをした後、記録を行い、注意喚起内容をFAX前に張り出し、FAX送信の際は氏名等にマスキングをしています。

ウ 広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合には、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載しています。

エ すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制を明確にしています。

2 情報公開の取組

地域ケアプラザは、地域の皆様からの信頼のもとに運営しています。健全な組織や財務であることは当然ながら、当法人がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通し、地域の皆様に当法人・当地域ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

(1) 情報公開規程の策定と実施

横浜市が制定する「情報公開条例」の趣旨に則り、当法人は「情報公開規程」を定めています。また、情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮しつつ、積極的に情報開示に努めています。

(2) 情報提供

法人の概要、サービス内容、財務状況（予算・決算等）、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザの施設運営情報等については、法人ホームページにて、いつでも閲覧できるようにしています。また市にも必要書類を提出しており、その内容は市のホームページにも掲載されています。

3 人権尊重への取組

法人では「横浜市福祉サービス協会倫理綱領」を制定し、援助者として持つべき視点や人権意識を、採用時研修や事業所内研修などで適宜確認しています。また、全職員を対象にした人権研修を

年に1回、外部の講師を招いて実施し、各所属での伝達研修を徹底しています。高齢者や子ども、障害者など、幅広い視点で人権研修の実施をしています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

地球の環境保護は、私たちが今行わなければならない義務と考えます。そのための第一歩として、できることを身近な家庭や職場で行うのが当然であり、当地域ケアプラザでも率先してゴミの減量、3R*、省エネルギーに努めています。

* 3R：廃棄物の発生抑制(Reduce)、再資源化(Recycle)、再使用(Reuse)

1 ヨコハマ3R夢【スリム】プラン(市が進める環境都市を目指した政策)の推進

省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化など良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。また、コピー用紙の裏面使用などの資源の有効利用にも努めます。地域や各施設の状況に応じて、ペットボトルのエコキャップやインクカートリッジの回収等を地域にも呼びかけ、収集したものはエコ活動につなげています。

2 省エネルギー対策

電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図っていきます。

3 目標管理

省エネ法改正によって、エネルギー使用量の記録の保管が義務づけられており、年間使用量の推移を見守りながら省エネルギーに努めています。

4 市内中小企業優先発注

工事や備品等の発注に関しては、横浜市中小企業振興基本条例に基づいて執行します。

5 環境への配慮

- (1) 来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙としています。
- (2) 施設周辺の植栽を行い、緑化の推進に取り組んでいます。

6 男女共同参画推進

働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアをあきらめることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。平成30年度の育児・介護休業の申請件数は、育児休業が38件、育児時短が18件、介護休業が4件となっています。

また、管理職(課長級以上)51名中、28名が女性であり、女性が管理職の半数以上を占めており、女性が活躍している法人でもあります。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

1 施設稼働率向上のための対策や効率的な施設貸し出しの方法

いきいきセンターは合築施設のため、貸室の抽選会は金沢区社会福祉協議会と協力して行っています。年に2回「利用調整会議」を行い、地域ケアプラザ・福祉保健活動拠点を利用する団体を対象に福祉保健活動推進のための情報提供を行っています。内容としては各貸室利用団体の活動紹介や情報交換などで、それぞれの活動を知ること自分たちの活動へも活かしたり、自身の活動の幅を広げたりすることに繋がることを目指しています。また、貸室を利用される方々がいきいきと元気に活動を続けるために毎年様々なテーマで講座を実施しています。

2 有益な情報提供の方法

ホームページや広報紙、チラシを活用するとともに、様々な機会を捉えた情報提供を行っています。

(1) ホームページ

各種事業はホームページに掲載し、最新の情報を提供するほか、書面による広報を併せて行い、幅広い年代の方に情報をお知らせできるよう工夫しています。

(2) 広報紙やチラシの活用

地域の民生委員児童委員協議会や連合自治会町内会、各自治会町内会等でのご説明やご案内をさせていただき、各事業のチラシや広報紙（年4回発行）を町内で配布、回覧をしていただくことで、周知を図っています。区の広報紙も活用していきます。

地域ケアプラザの情報コーナーに、今後の事業についてのチラシを配架、掲示しています。

(3) イベントを活用した情報提供

地域ケアプラザまつり等イベント実施の機会を利用して、今まで地域ケアプラザを利用されていない方々へも、周知や情報提供を行っています。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

高齢をはじめ、子ども・障害分野も含めた総合的な相談窓口として、電話・来所または訪問でのご相談をお受けし、適切な窓口をご紹介しますなどの情報提供及び支援を行っています。地域の気軽な相談窓口を目指します。必要に応じ、区役所や関係機関とも連携しながら対応します。窓口には、ご相談に活用できるよう、各種資料を整備し、適切な情報提供を行っています。

また、直接のご相談以外にも、地域ケアプラザの事業や地域での出前講座や会合等への参加を

通して広報・啓発活動を行い、相談受付・情報提供の機会を設け、ニーズを発掘していきます。各事業を通して、関係機関との連携を深め、対応していきます。

相談に対応するため、職員は研修参加や情報収集を行い、新しい知識の集積に努めます。地域の相談内容を把握し、課題に即した事業展開をしていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

1 各部門での連携

5職種で、月に1回5職種会議を開催し、地域状況、課題の共有や支援方法の検討を行っています。情報共有にあたっては、地域アセスメントシートを活用し、地域ニーズを抽出し、ニーズに基づく支援を行えるように努めています。また通所介護、居宅介護支援の職員（ケアマネジャー）とも職員会議を通じて、情報を共有し、地域の実情、ニーズにあったサービス提供を行っています。

2 関連施設との連携、情報共有

- (1) 自主事業の講師選定やボランティアなどで、他の地域ケアプラザや区民活動支援センターなど情報交換に努める等連携してまいります。
- (2) 各種事業の開催にあたっては、近隣の施設と協力して共催や後方支援を行っています。
- (3) 「つながりの輪」や地区推進連絡会などを通して、情報共有・交換を行い、地域の皆様がより利用しやすい環境づくりに努めます。併せて共催事業を行うなど、協働して地域支援に取り組みます。
- (4) 地域子育て支援拠点や学校、保育園と福祉教育や、交流、職場体験の受け入れ、共催事業などを通して情報を共有し、連携を深めてまいります。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- 1 地区社会福祉協議会、自治会町内会、民生委員児童委員協議会、老人会、サロンなど地域の関係団体の会合や事業に参加して情報交換を行い、顔の見える関係の構築と連携強化に努めていきます。
- 2 地域ケアプラザ5職種と地域の有志等（区役所、第1層の生活支援コーディネーター、サービス事業所、居宅介護支援事業所、地域の方々）で構成されている「つながりの輪」で、今後も定期的に話し合いを進め、多方面からの意見により地域課題を抽出し、地域づくりの話し合いを行うネットワークとして進展させていきます。

- 3 区役所と連携して、子育て支援関係者や当事者とのネットワーク構築のために「いきいき子育て連絡会」を開催します。
- 4 地域の関係団体（地区社会福祉協議会、自治会町内会、老人会及びサロンなど）に出張し講演会・説明会などを開催するほか、啓発活動・ボランティアの派遣などにより地域の方との信頼関係を構築していきます。
- 5 「サロン支援者交流会」を開催し、支援者同士の交流や活動の支援を行っていきます。
- 6 民生委員・児童委員協議会、地域の関係団体（子育て支援、災害、障害者支援団体）の定期的な会合に参加し、積極的な情報交換を行います。
- 7 地域の関係機関、団体等との顔の見える関係づくりの一環であるケアマネジャーネットワーク構築支援を年2回開催し、連携強化を推進していきます。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- 1 金沢区の区政運営方針「地域の皆さまと共に考える、挑戦する、つくる！～訪れたい、住みたい、住み続けたいまち金沢を目指して～」について、地域福祉の推進を担う地域ケアプラザとして、自治会町内会や民生委員をはじめ地域活動グループと連携を取り、その実現に向けて行動しています。
- 2 金沢区福祉保健センターとの協議により、第4期区福祉保健計画の各地区別計画策定に向けた取組に参画し、金沢区の福祉保健等についての動向や地域の状況等の情報共有をしています。
- 3 地区別計画では地区支援チームの一員として5職種の職員が全員参画し、地域ケアプラザの視点で、必要な取り組みの方向性を提案し、情報共有を行っていきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

自主事業の企画検討に当たっては、金沢区の地域福祉保健計画を意識して行い、計画の推進に取り組めます。地区別支援チーム及び地区別計画の会議で検討された課題等については、所内でも情報共有を行い、地域ケアプラザ全体で地域の皆様に支援できるように努めます。

また、地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働し、地域の皆様が主役となって取り組めるように支援してまいります。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

- 1 高齢者、障害児・者、子育て支援など、それぞれの地域ニーズや特性に応じた企画を行い、幅広い階層の参加が得られるような自主事業を展開しています。
なお、実施にあたっては地域の関係団体との共催や協力を積極的に図っていきます。
- 2 地域アセスメントや相談から抽出した課題や地域ニーズを反映して、地域からの企画を事業化しています。令和元年度は、80代以上の方々を対象として「卒寿の会」という事業を開催しました。
- 3 参加者の方々に、それぞれの事業の目的や地域ケアプラザの役割等を明示、周知して、福祉保健の推進につながる事業展開をしています。
- 4 地域ケアプラザの自主事業から発展した自主サークルが、活動を継続、発展できるよう支援しています。
- 5 障害者の余暇支援事業「いちばん星」では、男性調理ボランティア等の参加、「もぐもぐタイム」では、地域ボランティアによる音楽発表、若者自立支援団体、就労支援スポット等多くの人々が参加し交流できる工夫をしています。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

地域の多くの皆様に利用していただくために、広報紙や地域の会合等で案内する等、積極的な広報を行い、これまであまり地域ケアプラザに関心のなかった方にも活用していただけるような情報提供を工夫して行っています。

1 施設の利用率向上の対策

(1) 施設の積極的紹介

- ア 地域の行事や会合に積極的に参加し、これまで地域ケアプラザを利用されたことがない方々に施設紹介を行っています。
- イ 高齢者、障害児・者、子育て世代など幅広い層に施設を紹介し、各種事業を案内しています。
- ウ 土曜・日曜・祝日及び夜間の利用率向上に向け、若い世代にも貸館事業が伝わるように事業等でご案内しホームページ等で情報提供していきます。

(2) イベント開催

- ア 地域ケアプラザまつり（いきいきセンターまつり：10月最終土曜日）等、どなたでも気軽に参加できるイベントを積極的に行っています。

イ 地域住民、金沢区社会福祉協議会との連携により、地域の方々が幅広くふれあう機会を企画、開催していきます。

2 効率的な施設貸出の方法

当地域ケアプラザを拠点に活動するサークルやボランティア等のグループを育成・支援し、グループの自主活動に向け、施設を貸し出しています。

協働で貸室業務を行っている金沢区福祉活動拠点と登録団体を対象に意見交換等の機会として年2回利用調整会議を持ちます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

1 ボランティア育成についての考え方

多様化・複雑化する地域のニーズに対応するため、柔軟に、きめ細かく対応できるボランティアが求められます。

地域の方々の「得意」「好きな事」「経験」を生かして、ご本人も地域も元気になれる活動が行いやすい取組を進めていきます。

2 ボランティア育成の取組

当地域ケアプラザでは、よこはまシニアボランティアポイントの活動件数が増えてきています。元気な高齢の方が多くいきいきと活動されています。

地域ケアプラザの自主事業から配食サービスやコーヒーを笑顔で提供するボランティア、デイサービスを支援するボランティアグループ等が育っています。それぞれのボランティアが活動をしやすいよう、また新たにボランティアに興味を持ってくれる人が増加するよう取り組んでいきます。

(1) 育成体制

ア 個人またはグループで活動のできるボランティアの登録を受け付け、地域ケアプラザ内や地域での保健福祉に関する活動の場を提供しています。また、地域での活動の場については、金沢区社会福祉協議会とも連携しながら、コーディネートを行っています。

イ ボランティア活動を始めるきっかけとなるように「ボランティア講座」を開催していきます。

その中でよこはまシニアボランティアポイント登録説明会や認知症サポーター養成講座、傾聴講座やボランティア体験等を盛り込み、関心のあるボランティア活動へとつながるように支援していきます。

ウ 必要や関心のあるテーマを設けた講座を開催し、グループ活動やボランティア活動につながっていくように働きかけていきます。

エ 今後もボランティアがより安心して、楽しく活動できるように研修や講座の機会を設

け、後方支援していきます。

(2) 活動環境整備

- ア ボランティア交流会や感謝会を実施し、日頃の活動についての感謝と労いを伝え、情報交換を通じた他の活動の理解を深めることで、ボランティア相互のつながりを強め、活動の刺激となるよう交流を深めていきます。
- イ 貸室利用団体のボランティア活動を支援するために、様々な活動の場を提供しています。地域ケアプラザの自主事業での協力など、連携を図りながら行っていきます。
- ウ よこはまシニアボランティアポイント事業へ参加し、ボランティア活動のモチベーションがあがるよう情報提供や働きかけを行い、活動開始のきっかけ作りを支援しています。ボランティア講座の中でもいきいきポイント登録研修を実施します。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1 情報収集

- (1) 各職種が担当事業等において、地域における福祉保健活動に関する情報の収集に努めます。それぞれが集めてきた地域情報は、当法人で作成した地域アセスメントシートに落とし込み、所内会議や5職種会議、区役所との地区支援チーム等で共有します。
- (2) 各職種が連絡会や研修会等に積極的に参加し、より広域における福祉保健活動に関する情報や社会資源等について常に最新情報を収集するよう努め、地域における支援に活かします。
- (3) 地域で開催されている会合やサロン、町内会等各団体の催しに積極的に参加することで、地域の方の声を直接聞いて情報収集に努めます。

2 情報提供

- (1) 地域ケアプラザで実施されている通年の事業や単発のプログラム等は、それぞれにチラシやポスターを作成して館内の見やすい場所に配架、掲示します。また、自主事業等でも宣伝し周知します。
- (2) 地域の方に向けた広報紙を年4回作成し、地域ケアプラザ自主事業やボランティア団体に関する情報提供を行っています。広報紙は地域内に回覧していただいています。区の広報紙も活用していきます。
- (3) 回覧板や掲示板を目にする機会の少ない、若い世代や仕事等で忙しい方にも地域ケアプラザの情報や地域の情報が伝えられるよう、ホームページを活用、随時更新していきます。
- (4) 子育て支援事業では、共催の「親と子とつどいの広場」や保育園の子育て情報の提供を行います。

- (5) 貸館利用登録団体の情報ファイルを随時更新し、最新の情報提供に努めます。
- (6) 貸館利用登録団体の活動を地域に周知するために、各団体の活動の周知、各団体への参加者の増加、団体間の親睦・交流を支援します。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- 1 平成 28 年度より 5 職種が中心となり地域の有志（区役所・金沢区社会福祉協議会・居宅介護支援事業所・サービス事業所・地域のボランティア）で開催している「つながりの輪」の話し合いから、地域の情報や課題・ニーズを共有し、新たな取組にも地域の方々と共に進めています。
- 2 地域のサロンや自主サークルからの情報、地域の住民との会話から地域で暮らす高齢者の生活課題を把握し事業展開に活かしていきます。
- 3 連合自治会町内会別の地域アセスメントシートを作成し、それぞれの特性を把握した上で、計画的に地域の支援に取り組みます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業や NPO 法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- 1 「つながりの輪」の話し合いの中から地域のお寺をお借りして、地域の居場所として発足した『わっか』を定期的で開催しています。その中で、事業所・地域住民・ボランティアが情報を共有しながら活動を展開しています。
- 2 『わっか』の開催方法、ボランティアの活動・活躍状況が地域住民に伝わることで、自分たちの地域でもこのような活動を行いたいと、住民主催の地域サロン活動へつながっています。
- 3 地域にある施設からの「地域に貢献したい、つながりたい」という声を取り入れながら、地域住民と連携を取り新しい活動へ繋げていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

平成 28 年度から始まった「つながりの輪」の話し合いを協議体とし、定期的で開催しています。その中で地域課題を見つけ新たな活動へ展開していきます。

平成 30 年度より男性を対象にした講座を継続して開催し、アクティブシニアが地域で活躍できるように支援していきます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

地域のサロン、地域活動には積極的に参加し、地域の方との連携、コミュニケーションを大切に、新たな活動の場を構築できるように支援しています。

「つながりの輪」の話し合いや、通常の関わりにおける会話で住民側から出た声（ニーズ）、地域アセスメントから把握した特性と合わせ、求められる・受け入れられる資源開発を行います。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

ご相談や地域のネットワークを通して、地域の高齢者等の心身の状況や生活環境を把握し、様々な内容について総合的かつ迅速に相談・対応できる仕組みを築くよう努めます。5職種連携はもとより、関係機関との連携を通して各種制度やインフォーマルサービス等の把握に努め、情報提供を行います。

- 1 必要に応じて、個別訪問による状況確認を行い、実態把握に努めるとともに、適切な支援を行うよう努めます。
- 2 地域に出向いて『困った時にはまず相談』をキャッチフレーズに広報・啓発活動を実施します。地域活動から個別相談への繋がりも視野に入れ活動します。
- 3 ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業においては、行政、地域関係者と協力し合い75歳以上の独居高齢者の実態把握に努め必要な支援に繋げていきます。
- 4 地域ケア会議を開催し、その機能を活かし個別レベル、包括レベルでの実態把握に努めます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症に関する個別相談支援を行うとともに、各種事業を通じて、認知症への理解や対応方法についての周知・啓発活動を行います。

- 1 個別相談では、介護者の話を傾聴しながら、ご本人の生活をより良くするための支援方法や情報を提供します。
- 2 地域のキャラバンメイトやボランティアなどと連携を図り、地域住民等へ出前講座や認知症サポーター養成講座等を行います。
- 3 金沢区認知症高齢者等SOSネットワークの協力機関として、行方不明になった認知症高齢

者の捜索に協力します。また、ネットワークの円滑な運営に協力していきます。

- 4 認知症初期支援チームとともに学びの機会を持ち、複雑なケースに協力して対応していきます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

総合相談などを通じ把握した要支援高齢者等が、その人らしい尊厳ある生活を維持し、安心して生活できるように専門的・継続的な視点から支援を行います。また、各種制度や相談窓口等の周知・利用啓発のために積極的な活動を行います。

また、高齢者虐待防止の視点から、地域住民、民生委員、ケアマネジャー、関係機関等が気軽に情報交換や相談ができる顔の見える関係を作り、虐待予防や早期発見に繋がるよう努めます。また、虐待者・被虐待者双方への支援を行っていきます。

- 1 権利擁護の観点から成年後見制度の普及・啓発のために、説明会や個別相談会を行います。専門的な相談窓口を身近な場所で提供する機会とします。
- 2 金沢区成年後見ネットワーク事業連絡会・事例検討会と、新たに市民後見人の活動支援を目的とした分科会に参加し、関係機関との連携を更に深めると共に、専門性の向上に努めます。
- 3 地域活動交流事業担当とも連携しながら、様々な事業で権利擁護に関する要素を取り入れ、情報提供を行います。
- 4 「金沢区あんしんセンター」と協力し、高齢者だけでなく障害者も対象として取り組みます。
- 5 消費者被害防止のために、横浜市消費生活総合センターと連携をとり、支援を行います。また随時、消費者被害に関する相談窓口の周知も行います。
- 6 悪質商法被害のご相談が増えている現状を受け、注意喚起チラシ等を作成し、掲示板への掲示・地域への回覧・介護保険事業者への周知・事業を通じての注意喚起を行い、地域の方へ注意を促していきます。関連情報の広報紙掲載等を行います。
- 7 金沢警察署生活安全課や横浜市消費生活センターに協力を仰ぎ、消費者被害防止のための最新情報の収集や普及啓発グッズを活用する等、注意喚起の工夫に努めます。
- 8 金沢区地域包括支援センター社会福祉士部会として、地域に向けた情報発信等区域での啓発にも取り組んでいきます。
- 9 介護負担等を気軽に話し合える『ほっとタイム』を開催し、介護者の支援を行います。
- 10 虐待が疑われる場合には、ネットワークミーティングを開催し、関係者間で情報を共有しながら支援を検討します。また、区役所とも密接な連携をとり、関係者と共に対応します。

1 1 ケアマネジャー等の支援者へ、虐待に関する情報提供や相談窓口の周知を行います。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 1 民生委員とケアマネジャー、各関係機関との連携を深めていくためにケアマネジャーネットワーク構築支援を開催し情報交換を行い、地域との連携に努めます。
- 2 地区民生委員児童委員協議会、自治会町内会、老人会等に出向き、介護保険の説明や地域包括支援センターの役割を紹介し活用を促します。また、地域の情報を収集してケアマネジャーとの連携支援につなげます。
- 3 日頃より地域に出向き、地域の方々と顔を合わせ、顔の見える関係を築くことで相談しやすい状況ができるよう努めます。
- 4 NPO法人「こころの電話金沢」の定例会に出席し情報共有を行い、事業に関連する地域住民の把握やインフォーマルサービスの依頼を行い連携します。
- 5 区役所や専門家等を招いた勉強会を開催し、ケアマネジャー等のスキルアップを図るとともに、新任ケアマネジャー向けの研修を行い継続的に個別支援、サポートをしていきます。
- 6 ケアマネジャー等からの相談を随時受けるとともに、困難事例については適宜同行訪問し、区役所との定例カンファレンス等で支援方法を検討しています。

■在宅医療・介護連携推進事業

金沢区内の地域包括支援センター、医療機関、行政が協力し、勉強会等を企画し、地域のケアマネジャーと医療の連携をスムーズにする機会を作っています。

認知症により介護・医療の介入が難しいケースにも、医療機関と連携して情報交換を行い対応しています。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

個別レベルの地域ケア会議（年2～3回程度）を積み重ねていく中で、地域課題を抽出し、他職種（民生委員・児童委員、地域住民関係者、警察、消防、保健医療福祉関係者等）で、地域課題の共有や解決に向けて意見交換を行う包括レベルでの地域ケア会議を行います。

地域ケア会議で共有された課題については、地域の関係者や関係団体、区役所、金沢区社会福祉協議会等と協力して、地域の皆様とともに解決に向けて取り組んでまいります。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について
事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

1 運営方針

高齢化が進み、要支援者が増える傾向にある中、要支援者の意思及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供することで、お客様が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

一人ひとりの心身状況や環境に応じて、ご本人と計画作成者がともに目標に向けて取り組めるよう、きめ細やかな対応をします。

(1) 人員の確保、育成

地域ニーズに適合した人員は定着しており、介護予防ケアプラン作成担当者の専門性を高めるため、毎月のカンファレンスと随時研修を開催します。

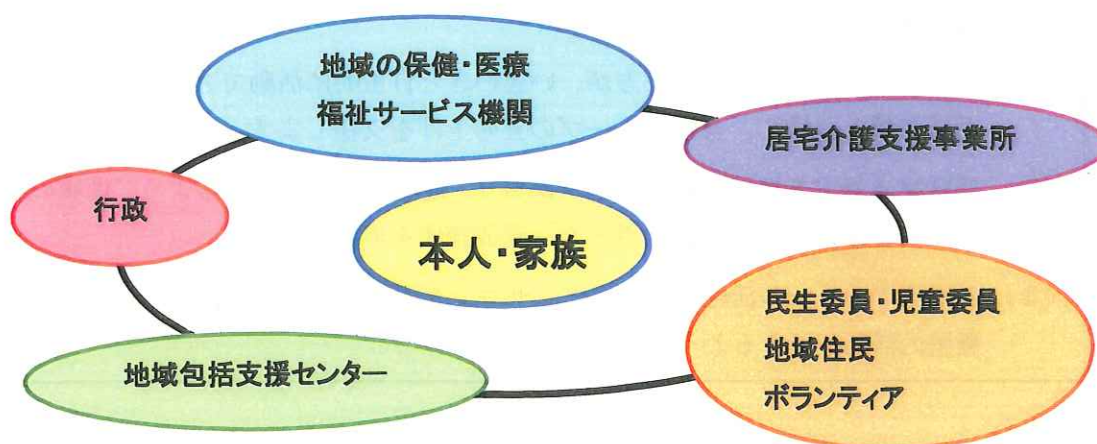
(2) コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ち介護予防ケアプランを作成します。

(3) 居宅介護支援事業所との連携強化

お客様やご家族の状況に合わせ、効果的な介護予防ケアプランが提示できるよう委託先のケアマネジャーと連携し、アドバイス等の支援を行います。

関係機関との連携図



キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

1 運営方針

一般介護予防事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより介護予防を推進することが目的です。

担当地域の高齢者が増加傾向にあるため、当地域ケアプラザは事業の中核となる存在として、普及啓発および支援活動に取り組みます。

2 普及啓発

- (1) 地域の民生委員、保健活動推進員との連携により、地域のサロンや老人会へ出向き、介護予防に関する認識を高めます。
- (2) 介護予防の普及に向け、リハビリテーション専門職等の協力を得ながら、男性のみの教室や、ロコモ（運動器の状態を維持する）予防・オーラルフレイル（口腔機能の低下）予防・栄養・コグニサイズ（認知症予防に向けた運動）等の介護予防教室や医療講演会を開催します。
- (3) 多世代を対象とした「いきいきセンターまつり」等のイベントで普及啓発します。
- (4) 区役所、金沢区社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、区内の地域ケアプラザ、医療機関、在宅サービス機関、学校等と連携し、介護予防の必要性の普及啓発をします。

3 地域活動の支援

- (1) 介護予防教室等に参加した方が、いきいきと自主的に活動できるように地域活動交流・生活支援と連携し、自主グループの立ち上げを支援します。
- (2) 認知症に対する地域住民の理解が深まり、地域で支えていけるよう、地域のキャラバンメイトと連携し、認知症サポーター養成講座を展開します。
- (3) 各地区のサロンの活性化に向けて、サロン支援者交流会を開催するなど支援者も含めた継続的活動ができるよう支援します。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- 1 地域福祉保健計画の推進に向け、地区推進連絡会の地域支援チームの一員として区役所・金沢区社会福祉協議会等と連携・協働し、意見交換を行っていきます。
- 2 個別レベルの地域ケア会議を年2～3回実施し、多職種での専門的視点を活用して地域課題の洗い出しや解決方法を検討し、課題解決に向け包括レベルの地域ケア会議を開催していきます。
- 3 定期的に「つながりの輪」を開催し、地域の福祉・保健に関する情報交換と地域課題の抽出、検討を地域の支援者並びに5職種で連携して行います。
- 4 ケアマネジャーが地域の状況を知り、有効なインフォーマルサービスをケアプランに組み入れ、住み慣れた地域での生活が長く行えるように地域と連携できることを支援していきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

1 運営方針

居宅介護支援事業という名称から、業務内容がイメージしにくいいため、「ケアマネステーション」という呼称とし、わかりやすく広報をしていきます。

要介護者へ質の高いケアマネジメントを実施するべく、エリア内のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、多職種が協働して対応できる地域に根ざした身近でかつ信頼される事業所となるよう努めています。

地域ケアプラザ内にある居宅介護支援事業所という特色を生かし、地域包括支援センターとの連携も密にしながら、きめ細やかに個別対応をしています。

また、特定事業所として、お客様の相談に随時対応できるよう24時間相談体制としています。

(1) 在宅生活の支援

要介護状態になった方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの能力や状態、解決すべき課題（ニーズ）を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じた適切なサービス提供に努めています。

- ・ 自立支援（身体的自立・精神的自立）
- ・ 認知症支援
- ・ 医療連携
- ・ 自己実現（QOLの向上）

・家族支援（レスパイトケア）

(2) コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ちケアプランを作成します。

(3) サービスの質及び職員の資質向上

- ア お客様やご家族の意向を尊重し、予後予測の視点をもって適正にケアマネジメントができるよう人材育成に努めています。
- イ ケアマネジャーの専門性を高め、質の向上を図るために、法人本部で採用時及び定期研修を年1回以上実施しています。
- ウ 定期的に、法人本部にてケアマネジャー担当者会議を開催し、情報交換や制度理解、ケアプラン作成研修、業務改善等に取り組んでいます。
- エ 「自立支援」「認知症支援」「医療連携」に強いケアマネジャーを育成するために、研修会への参加と内容共有を行っていきます。
- オ 毎週、事業所内で対応困難ケースの共有や事例検討を行い、ケアマネジャーのスキルアップとサービスの質の向上に努めています。
- カ 金沢区ケアマネ倶楽部（連絡会）で、研修担当などの役割を担い、管理者会へも参加し区内の他事業所との情報交換等を行っています。

(4) 他の居宅介護支援事業所との連携体制

地域ケアプラザにおける居宅介護支援事業所であることを踏まえ、泥亀地域ケアプラザの周辺地域で、特定事業所加算を取得している事業所が中心となり「泥亀会」を開催しています。それぞれの居宅介護支援事業所が行っている事例検討を、複数の事業所の参加者と一緒に行っています。参加者は様々な事例検討の方法を知ると共に、事例検討で学び、ケアマネジャーとしてのスキルアップに繋がっています。また、一人ケアマネジャーの事業所からの参加者もあり、業務上の悩み事などもケアマネジャー同士で気軽に話せる場として活用しています。

金沢区には金沢ケアマネ倶楽部があり、職場の主任ケアマネジャー・介護支援専門員は全員が所属し、それぞれが役割を持ち運営に参画し、勉強会・研修会へも参加しています。

金沢ケアマネ倶楽部で開催される「管理者会」へも参加し、情報交換等を行っています。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

1 運営方針

(1) わかりやすい事業呼称

認知症対応型通所介護という名称はサービスの内容がイメージしにくいいため、当地域ケアプラ

ザでは誰にでもわかりやすい「認知デイなぎさ」という呼称にし、わかりやすく広報をしています。

(2) 「お客様に信頼され、笑顔でつながるデイサービス」

誰にでも解りやすい言葉で法人全体のデイサービスの目標を設定し、一丸となって運営にあたっています。

(3) 在宅生活の支援

住み慣れた地域での在宅生活を長く継続できるよう、自立に向けた支援を行っています。

(4) サービスの質及び職員の資質向上

サービスに対する、より広い視点と発想を持てるよう、定期的に全職種のスタッフを対象に研修に取り組んでいます。法人独自の研修センターがあり、職員に向けて様々な研修を毎年実施しています。具体的には、職員の経験年数、職位に応じた「階層別研修」、接遇や介護技術などテーマ別の「課題別研修」、職種毎に必要な知識・技術の習得を目指す「職種別研修」、介護福祉士などの資格取得を支援する「資格取得支援研修」などがあります。

その他にも、事業所ごとに必要な知識習得のための研修を企画・実施しており、法人全体では、1,070回の研修を実施し、延べ13,938人の職員が参加しました（平成30年度実績）。

また、ドライバーには安全運転研修を実施しました。

2 サービスメニューについて

(1) 当法人共通の独自サービスメニュー

- ア 定期的に体力測定を行い、その間の機能訓練の効果を可視化することで、お客様が機能訓練に意欲的に取り組めるよう工夫しています。
- イ 認知症の方を対象とした機能訓練ボードを独自で考案・作成し、個々のお客様の状態に合わせて使い方をアレンジするなど、認知症予防だけでなく、職員とお客様、またお客様同士のコミュニケーションツールとしても活用しています。
- ウ 毎月のお客様・ご家族への報告は写真付きで報告しており、ご希望にされる場合は、ご利用時の写真の提供をしています。

(2) 当地域ケアプラザの独自サービスメニュー

- ア 季節の行事を取り入れたレクリエーションで、楽しみながらいつの間にか身体も動く、介護予防につながる工夫をしています。
- イ ちぎり絵による壁面制作、折り紙での作品作りを行っています。
- ウ 地域にある保育園の園児の訪問や、小学校、中学校、看護実習生等の訪問もあり異世代交流を楽しむ機会となっています。また、地域の演芸ボランティアさんの訪問も多く、人と人とのふれあいの場としての交流も楽しんで頂いています。
- エ 健康運動指導士の先生を招いての介護予防運動を実施し、下肢筋力の向上がみられています。

ます。

オ 昼食前は嚥下体操を行います。ストレッチ、歌、パタカラ体操を組み合わせ、昼食メニューを紹介し、ニュースや季節に合わせたお話をしながらの楽しい時間の中で唾液の分泌を良くし、食事をする準備をしています。

カ 法人オリジナルの「ちゅーりっぷ体操」を実施しています。

キ 食事はお客様の大きな楽しみの一つです。当地域ケアプラザでは栄養バランスがよく、咀嚼力が低下した高齢者にとっても食べやすい食材の切り方を工夫し、季節の行事等も取り入れて、お客様に楽しんで召し上がっていただけるような食事の提供に努めています。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザをご利用くださるお客様のニーズに合わせた運営を行い、サービスの質の向上を図るための経費を支出しています。

1 収支計画

地域ケアプラザを適切に運営するための収支計画を立て、地域活動交流事業と地域包括支援センター事業等、指定管理料を適切に支出しています。

2 利用者サービスのための経費

地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業における、テキスト代や材料費等については実費相当額を頂き、収支報告書において適切に報告しています。また、通所介護・認知症対応型通所介護事業については、介護保険法における利用料徴収を法令に基づき行っています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用

(1) 自主企画事業の開催に当たっては、その事業の趣旨や内容を考慮した上で、必要に応じてその実費相当額を参加費として徴収しています。徴収した参加費は、材料費やテキスト代、講師謝金、保険料等として使用しています。

(2) 通所介護・認知症対応型通所介護事業においては、食費や制作物に係る材料費等実費相当額をご負担いただき、その費用の一部に充当しています。材料費等をご負担いただくことで、ご本人の希望に沿ったレクリエーション等を提供できるよう、バリエーションに富んだサービス提供を行っています。

2 運営費等を低額に抑える工夫

(1) 組織的な取組

- ア 指定管理の運営経費が軽減されるよう、組織的に取り組み、全スタッフへコスト意識を徹底させるとともに、建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定には、電子入札等を実施し、コストを可能な限り低額に抑えています。
- イ 法人が受託している他の地域ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などにより、経費節減を図っています。
- ウ 超過勤務の適正管理を徹底することで、人件費の節減を図っています。

(2) 事務の効率化

地域ケアプラザの労務、経理等の事務処理に関しては、事務職員が法人本部と連携を取り、業務や役割の分担を図りながら、事務の効率化に努めています。

(3) ヨコハマ3R夢【スリム】プラン(横浜市が進める環境都市を目指した政策プラン)の推進

ごみの減量や資源のリサイクル、リユースを積極的に実施し、環境への取組に力を入れるとともに、節電、節水をこまめに行い、コピー用紙の裏面使用などの資源の有効利用を励行しています。

(4) 省エネルギー対策

節水システムの導入及び、電気使用量の節減効果が見込める力率改善用コンデンサーの設置、電力会社を変更する等、より安価な契約をすることにより、光熱水費の削減を行っています。

あわせて、電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めています。また、不要な照明の消灯、使用していない事務用機器の電源を落として電力の節約を図っています。

7 前期の指定管理業務の実績(現在の指定管理者のみ記載してください。)

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

1 地域活動交流事業

平成30年度は自主事業を延べ234件実施し、参加者は5,805人でした。多目的ホール、地域ケアルーム、ボランティアコーナー等の施設の利用は延べ2,353人で、ボランティア活動の参加者は団体活動135回、個人活動594回でした。これらの件数は過去5年間で増加しています。

様々な事業を企画、継続して運営していく中で計画的に自主化を支援し、その後も継続的にサポートを行いながら、地域の社会資源の創出を地域の皆様と一緒に行ってきました。

2 地域包括支援センター事業

平成30年度は総合相談・訪問が延べ1,965件でしたが、令和元年度は第3四半期までで1,667件と年々多くなっています。今後も各関係機関と連携し、積極的な周知活動・出張相談等を行いな

がら、早期の相談、援助につなげていきます。

3 生活支援体制整備事業

平成 28 年度より生活体制整備事業が実施され、生活支援コーディネーターが配置されました。

新規事業を軌道に乗せるために、5 職種が協力して取り組み地域の有志による「つながりの輪」の話し合いから、地域の情報や課題・ニーズを共有し、取り組みを進めてきました。地域のお寺をお借りしての居場所事業「わっか」は平成 30 年度 11 回、男性を対象とし、アクティブシニアが地域で活動できるように支援してきた「男性アレコレ講座」は 8 回、「つながりの輪」は協議体として 5 回開催しました。その後も各事業は継続し、高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続ける多様な主体が連携・協力する地域づくりを行っています。

4 ケアマネステーション泥亀（居宅介護支援事業）

平成 30 年度は居宅介護支援のお客様は延べ 1,092 人、介護予防支援のお客様は延べ 34 人です。お客様がいつまでも住み慣れた地域で、ご自分らしく、自立した生活が送れるよう、質の高いケアマネジメントを提供しています。

5 通所介護事業

平成 30 年度の通所介護のお客様は延べ 7,997 人、第 1 号通所事業のお客様は延べ 1,197 人、合計 9,194 人です。認知デイなぎさ（認知症対応型通所介護：平成 24 年開設）のお客様は延べ 1,841 人でした。

これからもお客様の自立を支援し、お客様の持てる力の維持、向上を目指したサービスを提供していきます。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

第 3 期指定管理期間における職員配置実績は以下の通りです。

職種	不在期間
地域包括支援センター 保健師	なし
地域包括支援センター 社会福祉士	なし
地域包括支援センター 主任介護支援専門員	なし
地域活動交流コーディネーター	なし
生活支援コーディネーター	なし

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市泥亀地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	12,315,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	800,000
事業費(税込)	自主事業等にかかる経費(材料費、講師謝金等)	2,400,000
事務費(税込)	備品購入費、通信運搬費、研修費、印刷製本費、広報費、保険料、賃借料、業務委託費、事務消耗品費等	1,300,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	4,740,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	1 運営費の軽減に組織的に取り組み、全職員への経費削減の意識づけを徹底します。 2 協会本部や協会内他事業所と連携し、電子入札による委託業者の選定や物品の共同購入等で経費削減を図ります。 3 超過勤務の適正管理の徹底により、人件費の削減を図ります。 4 節電、節水やコピー用紙の裏紙使用など資源の有効活用を励行します。 5 今後も地域のニーズにあった事業展開を行っていくため、指定管理料に加えて、介護保険収入を活用します。	△264,500
施設使用料相当額 ※ 2		△3,587,500
合 計		18,177,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.125 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	
事業費 (税込)	生活支援体制整備事業を実施するためにかかる経費	
事務費 (税込)	備品購入費、通信運搬費、研修費、印刷製本費、広報費、保険料、賃借料、業務委託費、事務消耗品費等	
合 計		5,802,000

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	32,685,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	1,950,000
事業費(税込)	材料費、講師謝金等、事業にかかる経費	600,000
事務費(税込)	備品購入費、通信運搬費、研修費、印刷製本費、広報費、保険料、賃借料、業務委託費、事務消耗品費等	250,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	1,260,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	1 運営費の軽減に組織的に取り組み、全職員への経費節減の意識づけを徹底します。 2 協会本部や協会内他事業所と連携し、電子入札による委託業者の選定や物品の共同購入等で経費節減を図ります。 3 超過勤務の適正管理の徹底により、人件費の削減を図ります。 4 節電、節水やコピー用紙の裏紙使用など資源の有効活用を励行します。 5 今後も地域のニーズにあった事業展開を行っていくため、指定管理料に加えて、介護保険収入を活用します。	△2,115,000
合 計		35,386,000

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費（税込）	介護予防事業にかかる経費	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	18,177,000	18,177,000	18,177,000	18,177,000	18,177,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
		地域包括支援 センター運営 (c)	35,386,000	35,386,000	35,386,000	35,386,000	35,386,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	59,519,000	59,519,000	59,519,000	59,519,000	59,519,000
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	19,821,416	19,920,524	20,020,127	20,120,227	20,220,829
		居宅介護支援 事業	19,577,966	19,675,856	19,774,235	19,873,106	19,972,472
		通所系サービ ス事業	117,768,443	119,534,969	121,327,994	123,147,914	124,995,132
	その他収入	950,000	950,000	950,000	950,000	950,000	
	収入合計(A)		217,636,825	219,600,349	221,591,356	223,610,247	225,657,433
内 訳	人件費	161,717,312	163,965,182	166,244,298	168,555,093	170,898,008	
	事業費	10,087,880	10,228,101	10,370,271	10,514,417	10,660,567	
	事務費	24,416,654	24,756,045	25,100,154	25,449,046	25,802,787	
	管理費	15,018,943	15,227,706	15,439,371	15,653,978	15,871,568	
	消費税等	0	0	0	0	0	
	その他	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	
支出合計(B)		211,450,789	214,387,034	217,364,094	220,382,534	223,442,930	
収支(A-B)		6,186,036	5,213,315	4,227,262	3,227,713	2,214,503	

団体の概要

(令和2年1月 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはましふくしきーびすきょうかい) 社会福祉法人 横浜市福祉サービス協会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒220-0021 横浜市西区桜木町6丁目31番地 6階			
設立年月日	平成9年1月14日			
沿革	前身である財団法人横浜市ホームヘルプ協会（横浜市外郭団体）は、昭和59年12月に設立され、横浜市の在宅福祉サービスを担い、先駆的に取り組んできました。平成9年1月に発展的に改組し、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会を設立、横浜市の外郭団体から自立をしました。以降、老人ホームや地域ケアプラザの施設運営をはじめ、定期巡回や訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護等にも取り組み、総合的な福祉サービスを目指した先進的な事業展開を続けています。			
事業内容等	<p>当協会は訪問介護事業のほか、地域ケアプラザ（20館）や特別養護老人ホーム（3館）の運営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業や訪問看護事業、小規模多機能型居宅介護事業、福祉用具貸与・販売事業等、ここ横浜の地でお客様である市民の皆様お一人おひとりの状況に真摯に向き合い、お客様の満足を第一に高品質なサービス提供を追求した事業を実施しております。実施している事業は以下の通りです。</p> <p>①訪問介護 ②訪問看護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤福祉用具貸与 ⑥特定福祉用具販売 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護 ⑨定期巡回随時対応型訪問介護看護 ⑩夜間対応型訪問介護 ⑪地域密着型通所介護 ⑫居宅介護支援 ⑬介護予防訪問看護 ⑭介護予防短期入所生活介護 ⑮介護予防福祉用具貸与 ⑯特定介護予防福祉用具販売 ⑰介護予防認知症対応型通所介護 ⑱介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑲第一号訪問事業 ⑳第一号通所事業 ㉑介護予防支援 ㉒介護老人福祉施設（老人ホーム） ㉓居宅介護 ㉔重度訪問介護 ㉕移動支援 ㉖計画相談支援 ㉗在宅生活支援ホームヘルプ事業 ㉘地域ケアプラザの受託運営 ㉙養護老人ホームの受託運営 ㉚高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ㉛福祉用具・用品販売</p>			
財務状況	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	総収入	14,007,089,189	13,639,946,889	13,412,692,290
	総支出	13,881,513,750	13,624,858,272	13,413,882,693
	当期収支差額	125,575,439	15,088,617	△1,190,403
	次期繰越収支差額	3,638,575,138	3,545,593,350	3,276,924,691
連絡担当者	【所 属】地域ケア推進課		【氏 名】	
	【電 話】045-227-1737		【FAX】045-227-1701	
	【E-mail】			
特記事項				